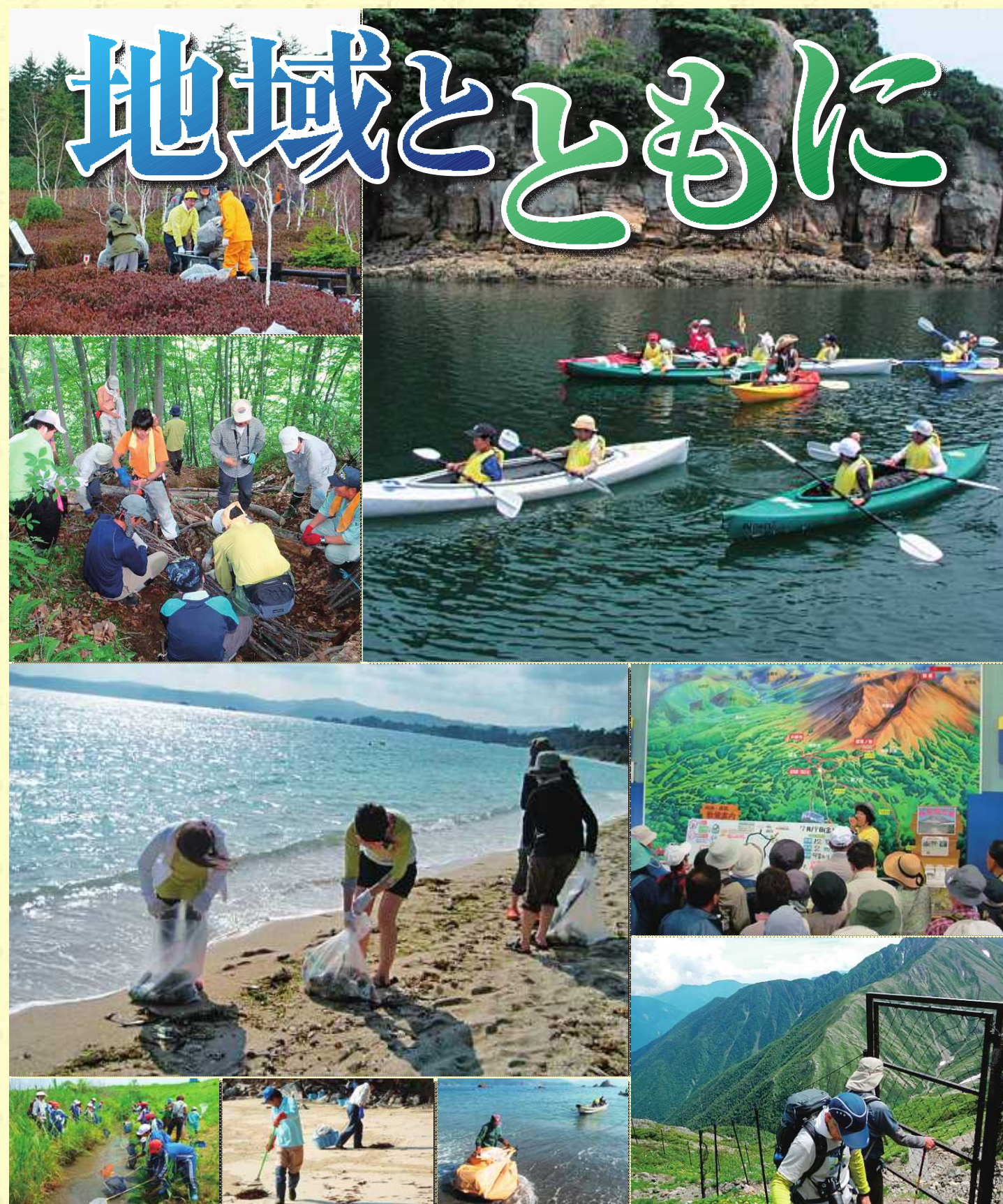




日本の国立公園等の管理50の事例

地域とともに



日本の国立公園等の管理 50 の事例

環境省自然環境局
〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
<http://www.env.go.jp/nature/>

発行:平成25年10月

環境省

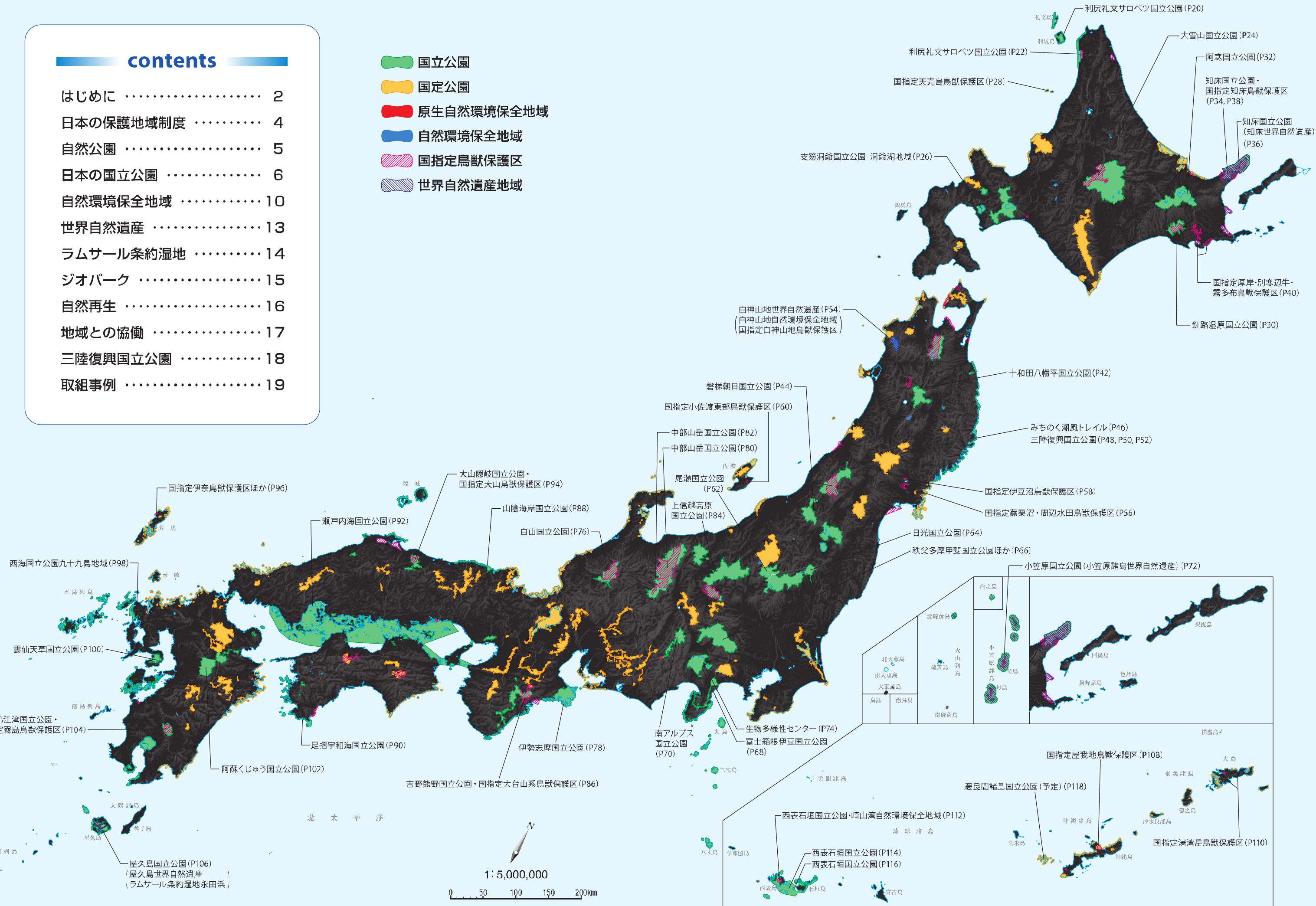


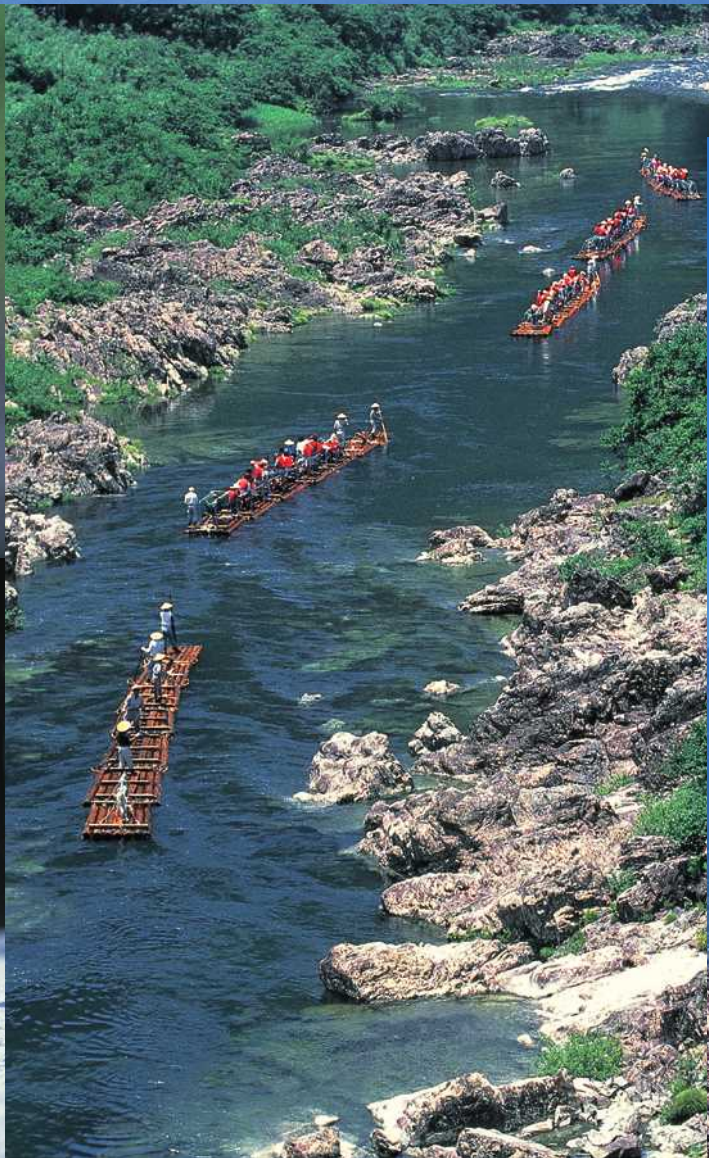
環境省

contents

はじめに	2
日本の保護地域制度	4
自然公園	5
日本の国立公園	6
自然環境保全地域	10
世界自然遺産	13
ラムサール条約湿地	14
ジオパーク	15
自然再生	16
地域との協働	17
三陸復興国立公園	18
取組事例	19

-  国立公園
-  国定公園
-  原生自然環境保全地域
-  自然環境保全地域
-  国指定鳥獣保護区
-  世界自然遺産地域





はじめに

南北に細長く並ぶ6千以上の島々からなり、雨に恵まれ、四季の変化を持ち、そして地形の変化に富んだ国、日本。ここには数々の美しい風景と、そこに息づく豊かな生物相がはぐくまれてきました。

1億人を超える人々が暮らす日本で、この豊かな自然の恵みを享受し、将来にわたって後世に残していくために、国立公園や鳥獣保護区が指定され、また希少種の生息環境の保全や野生復帰の取組が進められています。

すばらしい自然の魅力を多くの人に実際に感じてもらうこと、人の手によって保たれてきた環境を維持し、そこに依存する動植物の保全を図ること、急増するシカや侵略的な外来種が日本固有の生物たちに与える深刻で不可逆的な影響を回避すること、どれ一つをとっても、国だけの力で十分に対処できるものではありません。地域住民をはじめ、地方公共団体、観光や農林水産業に携わる民間事業者、環境N G O、専門家など、多くの方々との協働によって、これらの課題への対応が模索されてきました。

この事例集は、2013年11月に第1回アジア国立公園会議が日本で開催されるのにあわせて、関係者との協働によって進められている日本の保護地域管理の取組についてまとめたものです。新たに国立公園指定に向けた検討をすすめている慶良間諸島を含む31ヶ所すべての国立公園の事例、鳥獣保護区の事例等を集めました。

全国の協働の現場にいる環境省の自然保護官、いわゆるレンジャーたちが全国の50の取組について分担して執筆しています。地域の方々とともに知恵を絞り、汗をかきながら、それぞれの地域が抱える課題に立ち向かっているその状況を本書から感じ取っていただければ幸いです。

また、この事例集が多様な主体の協働による保護地域の管理を実現していくうえで、日本各地、そしてアジア各国でお役に立つことを心から希望しています。そして、環境省としても引き続き地域の皆様とともに自然環境の保全に尽力してまいりたいと思います。

環境省自然環境局長 星野 一昭



日本の保護地域制度

自然は、私たちの心身にさまざまな恩恵を与えてくれます。例えば、素晴らしい大自然に接したとき、誰もがきっと強いインスピレーションを感じるはずです。このインスピレーションから私たちが受け取る精神的な利益はとて大きく、どんな教育よりも価値があるものです。また、自然は私たちにさまざまな科学的な知識も与えてくれます。自然は科学の

情報源でもあるのです。だからこそ、私たちは、国土のシンボルとなる大自然をしっかりと守っていかねばなりません。そして、この自然を子孫に遺産として引継ぐことが、今を生きる私たちの使命なのです。このような目的のために、日本では、次の保護地域制度を定めて自然環境の保護を行っています。

国立公園等の保護地域

環境基本計画（環境基本法）

生物多様性国家戦略（生物多様性基本法）

- **自然公園法**
 - ・ 国立公園
 - ・ 国定公園
 - ・ 都道府県立自然公園
- **種の保存法**
 - ・ 生息地等保護区
- **自然再生推進法**
(自然再生事業)
- **ラムサール条約**
 - ・ ラムサール条約湿地
- **自然環境保全法**
 - ・ 原生自然環境保全地域
 - ・ 自然環境保全地域
 - ・ 都道府県自然環境保全地域
- **鳥獣保護法**
 - ・ 国指定鳥獣保護区
 - ・ 都道府県指定鳥獣保護区
- ◆ **ジオパーク**
 - ・ 世界ジオパーク
 - ・ 日本ジオパーク
- **世界遺産条約**
 - ・ 世界自然遺産



自然公園

国立公園などの自然公園は、すぐれた自然の風景地を保護しながらレクリエーションや自然とのふれあいの場として利用されます。保護と利用の両面を目指した制度です。

国立公園は、日本を代表する自然の風景地であり、国が指定し管理するものです。国定公園は、国立公園に準ずる自然の風景地であり、国が都道府県の申し出によって指定し、都道府県が管理するものです。そして、都道府県立自然公園は、都道府県を代表す

る自然の風景地で、都道府県が指定し管理する公園です。

日本の自然公園の指定状況（2013年3月現在）

種別	箇所数	面積(ha)
国立公園	30	2,093,363
国定公園	56	1,362,613
都道府県立自然公園	315	1,977,485

日本の国立公園

<国立公園の黎明>

世界で最初の国立公園は、1872(明治5)年に、アメリカ合衆国にあるロッキー山脈の一角、イエローストーンで生まれました。その2年前、ワッシュボーン・ラングフォード探検隊の一行がこの原始地域に入ったことが、国立公園の制度を設けるきっかけを作ったのです。

それから間もなく、オーストラリア、カナダ、ニュージーランドに国立公園がつくられていきました。これらすべて19世紀の出来事ですが、いずれも新大陸の国であり、広大な原始地域が存在し、未開拓地は国有地であったため、公園の設定が容易であったと考えられます。

<日本の国立公園の歴史>

日本の国立公園設立の動きは、1911(明治44)年、第27回帝国議会に提案された「国設大公園設置二関スル建議」案が発端です。しかし、この建議案が実現するには、かなりの年月を待たねばなりません。政府が動き始めたのは、1920(大正9)年頃からで、法律制定の準備やどこを公園にするかという調査などが進められ、1931(昭和6)年に「国立公園法」が制定されました。そして、実際に国立公園が指定されたのは、3年後の1934(昭和9)年のことでした。

1934(昭和9)年と1936(昭和11)年に、日光、富士箱根、瀬戸内海など合計12カ所の国立公園が指定されました。しかし、間もなく太平洋戦争が始まり、国立公園の指定は停止されました。終戦後、トップを切って指定されたのは、1946(昭和21)年の伊勢志摩でした。1957(昭和32)年には、「国立公園法」が「自然公園法」に代わり、ここに初めて国立公園、国定公園、そして都道府県立自然公園という、3種類の自然公園の体系が整えられました。

<国立公園の保護>

アメリカやカナダの国立公園は、国が公園の土地を大部分所有して、公園の目的のためにだけその土地を使用し、いわば専用公園として機能しています。しかし、日本の場合、公園の中の土地は国有地、公有地、民有地と複雑に入り組んでいます。しかも、



国有地であっても、環境省が所管するものは少なく、林業など他の産業にも使われる土地が含まれていることが特徴です。

アメリカやカナダとは異なる国立公園制度によって、日本の貴重な自然環境や景観をどのようにして守るのか。国立公園のエリアのうち陸域は、「特別地域」と「普通地域」に分けられます。特別地域は、特に風致の維持を図る必要があるところが指定され、その他が普通地域で、いわゆる緩衝地域です。さらに、特別地域の中で最も大事なところ、すなわち、その公園の核心となるところは、「特別保護地区」に指定されています。さらに海域には、海域公園地区や普通地域があります。このように国立公園は、大きく、普通地域、特別地域、特別保護地区、海域公園地区の4種類に区分されます。そして、これらの区分に応じて、風景を守るための仕組みが定められています。

普通地域では、一定の規模を越える工作物の設置や鉱物の採掘などを行う場合は、国への届出が義務付けられています。特別地域では、さらに規制が厳しくなり、工作物の設置、樹木の伐採、土地の造成など幅広い行為に国の許可が必要となっています。特別保護地区になると、規制はさらに厳しくなり、落ち葉や枝の採取、たき火なども許可が必要です。

<国立公園の利用>

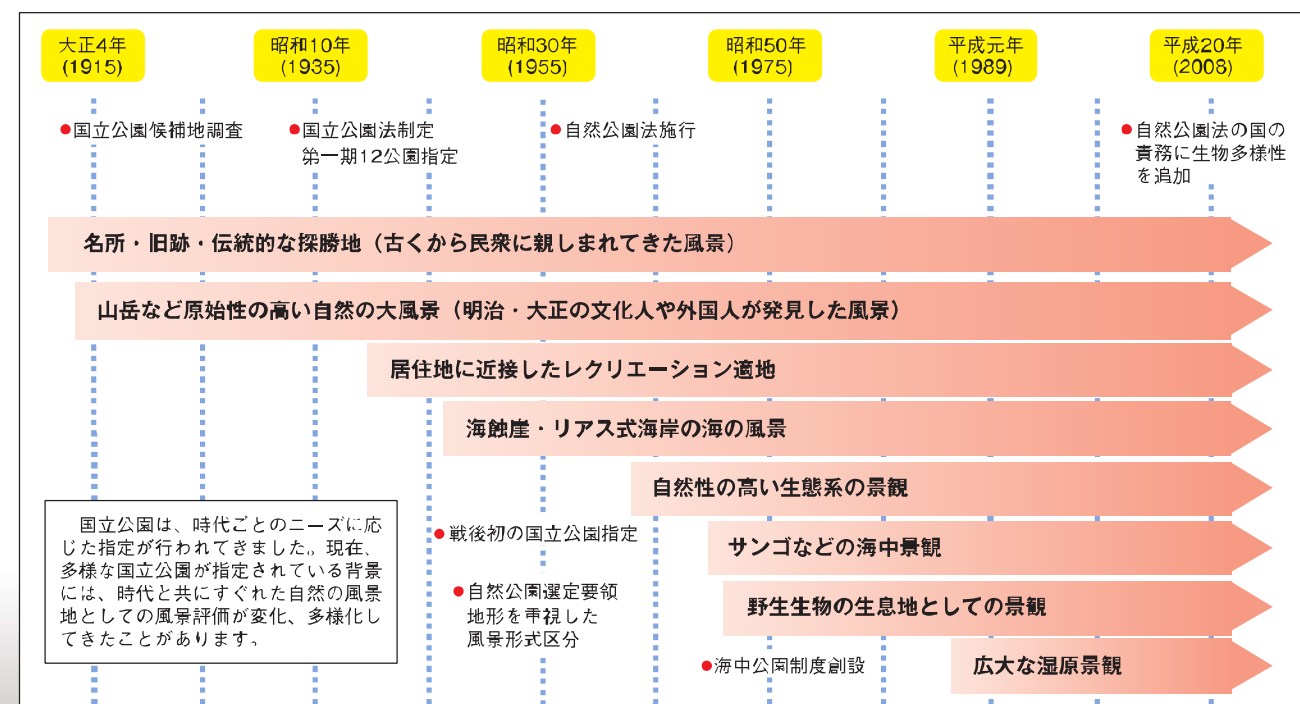
自然に親しみ、学ぶ場

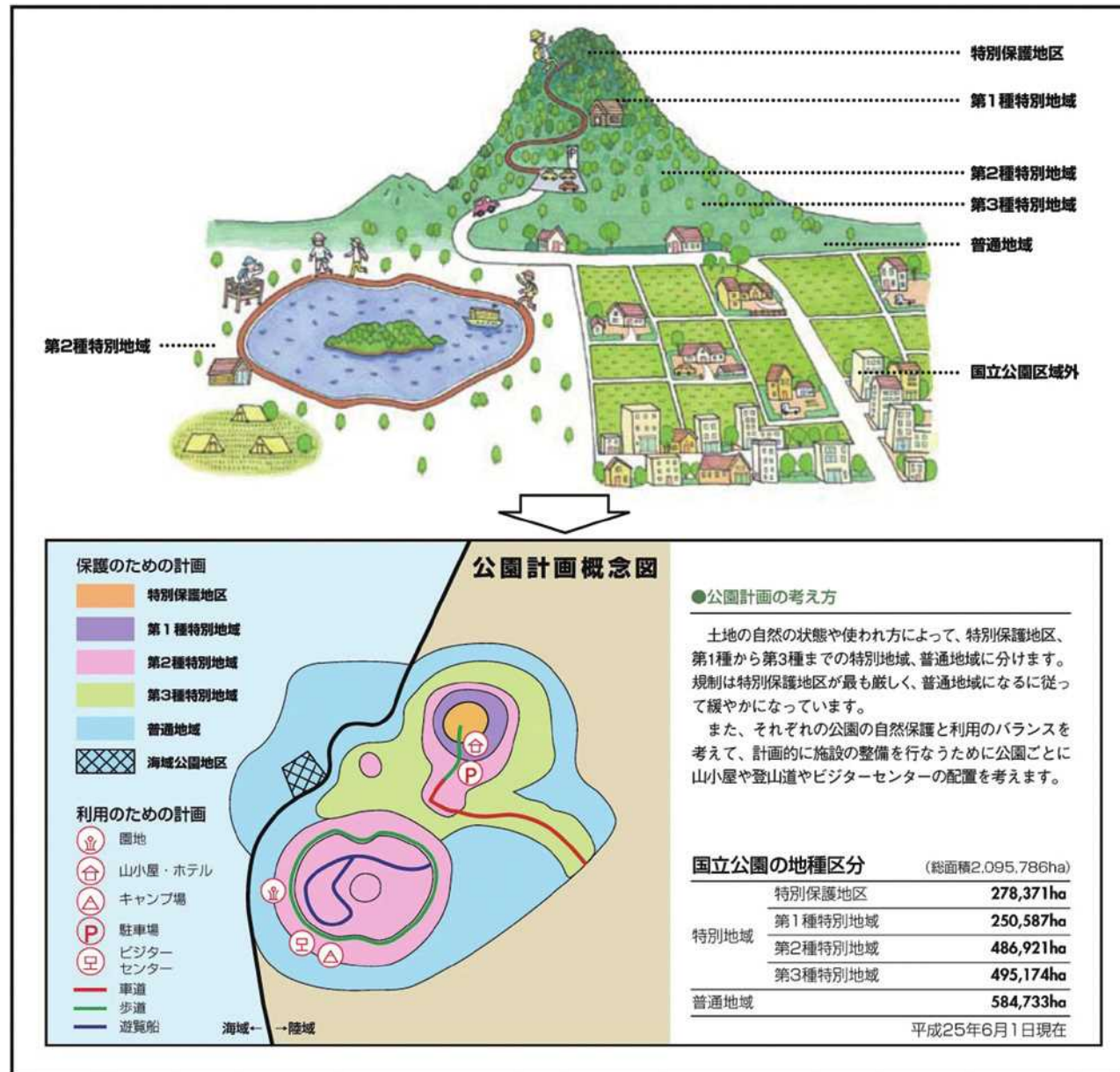
国立公園はこのような規制によって大切な自然が守られていますが、公園の存在意義はそれだけではありません。多くの人々に豊かな自然とふれあい、楽しんでもらい、自然の大切さについて理解を深めてもらうことも重要です。

このため、自然を紹介・解説するビジターセンターや歩道、山小屋、キャンプ場、休憩所など自然に親しむための施設の整備が進められています。中でも全国の国立・国定公園の37カ所に設置されている国民休暇村は、宿舎、キャンプ場、休憩所など各種の利用施設が集中的に整備され、国立・国定公園の利用の拠点となっています。最近では登山、ハイキング、風景鑑賞といった従来からの利用に加えて、よりゆっくりと自然にふれ楽しむカヌーなど体験型の利用や自然・歴史・文化を学ぶエコツアーも増加しています。

環境問題が人類の存亡に関わるとの認識が高まるにつれて、環境教育の場としての国立公園の重要性も増してきています。そこでは自然が発するさまざまなメッセージを利用者に伝えたり、交感し合うインタープリテーションが重要視されています。

風景評価の多様化





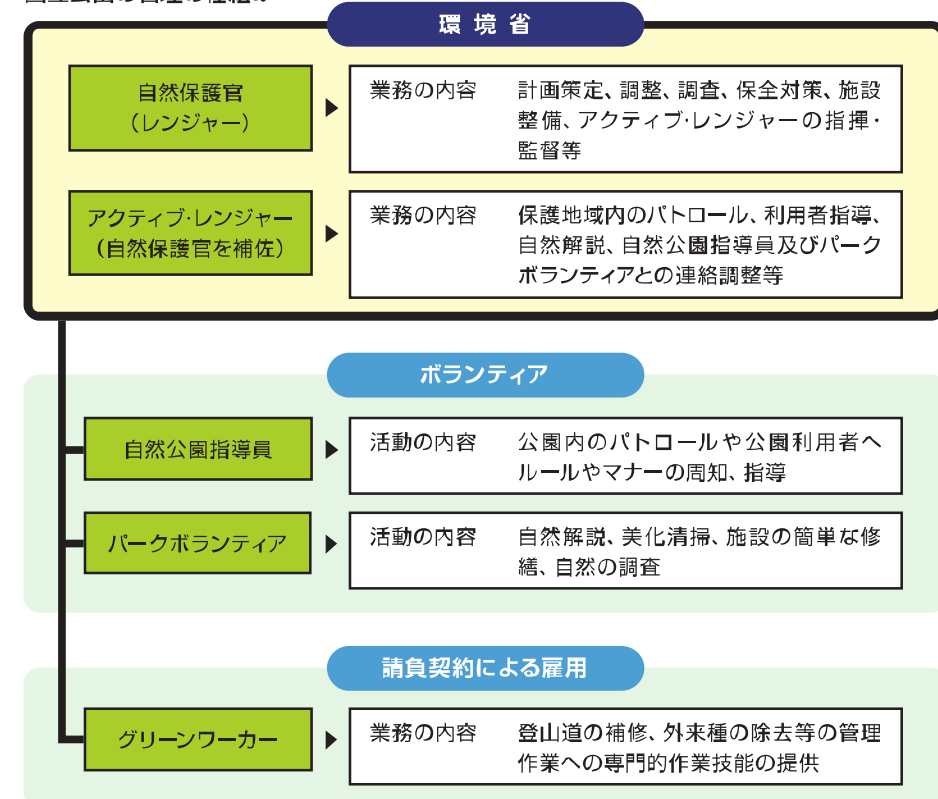
＜国立公園の管理＞

環境省では全国に7つの地方環境事務所と95カ所の自然保護官事務所等を設置しています。これらの国立公園や野生生物の保護の現場で働く環境省の職員をレンジャーといいます。全国30カ所の国立公園などで合計260人ほどのレンジャーが働いています。国立公園の許可に伴う様々な手続きを扱うほか、公園のパトロール、公園をどのように保護・利用していくかの計画づくり、環境省が持っている土地などの管理や公園の自然についての調査をしています。また、自然観察会を実施するなど、国立公園を訪れる人々とのふれあいの手助けもしています。



レンジャーの定員は、年を追う毎に増員されていますが、それでも、アメリカの国立公園に比べると圧倒的に少ないため、レンジャーをサポートするアクティブレンジャーの採用が2005(平成17)年から始まりました。また、パークボランティアや自然公園指導員など、多くの人たちがレンジャーと力を合わせて活動しています。

国立公園の管理の仕組み



自然環境保全地域

原生の状態を維持している地域などのすぐれた自然を対象として、人の手を加えずに後世に残していくことを目指しているのが、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域などの保護地域です。

戦後の高度経済成長期の末期、各地で開発や伐採による自然破壊が大きな問題となり、自然環境の保全を総合的に進めていくための新たな法律が強く求められていました。このような背景の中で、1972（昭和47）年に自然環境保全法が制定され、国による自然環境保全基礎調査（緑の国勢調査）の制度化などとともに、もっぱら保全を目的とする自然環境保全地域制度が創設されたのです。



自然環境保全法に基づく保護地域には、「原生自然環境保全地域」、「自然環境保全地域」及び「都道府県自然環境保全地域」の3つがあります。

＜原生自然環境保全地域＞

「原生自然環境保全地域」は、人為による影響をほとんど受けていない原生状態を維持している地域が指定対象です。

国土が狭く、古くから人の営みが続けられてきた日本には、人間活動による影響を全く受けていない自然は多くは残されていません。その数少ない原生的な自然環境を有する地域として、遠音別岳、十勝川源流部、大井川源流部、南硫黄島及び屋久島の5ヵ所が「原生自然環境保全地域」に指定されてい



ます、指定地域内では、原則として自然を改変する行為は禁止され、特に必要があれば人の立ち入りも制限することができます。

＜自然環境保全地域＞

自然環境保全地域は、すぐれた天然林や湖沼、希少な動植物の生息・生息地などを指定します。

「自然環境保全地域」には、亜熱帯から亜寒帯に及ぶ日本の多様な自然環境を代表する全国10ヵ所が指定されています。自然環境保全地域内では、各種の自然改変行為は許可が必要であり、現状の自然環境をそのまま保全することとしています。

＜都道府県自然環境保全地域＞

都道府県自然環境保全地域は、自然環境保全地域に準ずる自然環境を有する地域で、特に保全する必要があるものを対象として、都道府県が指定します。

自然環境保全地域の指定状況		
種別	地域数	面積 (ha)
原生自然環境保全地域	5	5,631
自然環境保全地域	10	21,593
都道府県自然環境保全地域	542	77,344
合計	557	104,568